平成２８年（フ）第１１６号
香川県仲多度郡多度津町大字山階1731番地４
債務者　小山　裕司
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３４号
香川県観音寺市室本町1124番地２
債務者　蔦原　晃平
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　修二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目１番１号（サンプラス荒田706号）
債務者　松本　芳一
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩本将司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０２号
岐阜県大垣市浅草１丁目382番地３　パークロイヤルヤスダＣ－205、住民票上の住所岐阜県大垣市静里町1039番地２
債務者　青木　里奈
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
和歌山県田辺市朝日ヶ丘22－44、住民票上の住所兵庫県明石市朝霧東町１丁目13番26号
債務者　宮﨑　悠也
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第６３号
秋田県横手市増田町亀田字半助村142番地
債務者　千田　直美
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４３８６号
大阪市西成区天下茶屋３丁目13番７号　グランエクラ天下茶屋　401、前住所奈良県桜井市大字桜井1259番地　１－505
債務者　阪本さよ子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７９８号
大阪府東大阪市小阪２丁目11番18号　サンシャイン小阪　202号、前住所大阪府東大阪市岩田町６丁目６番33号
債務者　米田　耕司
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９３０号
大阪市東淀川区大桐２丁目９番20号　アイバレー上新庄　405号
債務者　松村　洋明
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４３号
大阪府箕面市箕面１丁目３番16号（103号）
債務者　宮谷ふみ子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９５２号
大阪市淀川区三国本町３丁目８番12－709号
債務者　吉本　陽子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９５５号
大阪府茨木市若草町８番９号メゾンエスポワール307号
債務者　宮本　京子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９５９号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目12番16－403号、前住所大阪府東大阪市菱江１丁目23番３号メゾン菱江　101号
債務者　成尾亮太郎
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９号
福岡県京都郡苅田町神田町３丁目１番地３（シャーメゾン・ヤマノ101号）
債務者　井上　隆一
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
秋田県能代市御指南町４番25号　クローヴァＥ号
債務者　加藤　　睦
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第３２５号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾3939番地２　西田ハイツⅡ107号
債務者　澁谷　優子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部